

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン

平成 25 年 12 月 20 日
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、目標管理型の政策評価（注）の実施に当たっての基本的考え方、実施内容等を明確化し、各行政機関における取組の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、目標管理型の政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 6 条第 2 項第 6 号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の別紙に定める実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

記

1 実施に当たっての基本的考え方

目標管理型の政策評価の実施に当たっては、政策インフラとしての利便性を向上させる観点から、政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、目標の達成度合いについて各行政機関共通の標準的な表示方法を用いて行うものとする。あわせて、政策の見直しにより貢献していく観点から踏み込んだ評価を実施する取組を進め、また、評価作業の効率化に努めるものとする。

2 事前分析表の作成

（1）趣旨

目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要である。その上で、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

評価対象となる施策レベルの政策について、要するコスト（予算・決算情報）とともに、上記のような事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効と考えられる。

これらの事前の想定を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民への説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性・一覧性の確保を図ることが必要であることから、各行政機関は、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに毎年度事前分析表を作成するものとする。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性・一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・従前からの評価との連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) 事前分析表の作成対象等

事前分析表の作成対象は、目標管理型の政策評価を実施する全ての施策とする。

(3) その他

作成した事前分析表については、公表するとともに、総務省行政評価局に

送付するものとする。

3 評価書の統一性・一覧性の確保及び評価書の活用

(1) 統一性・一覧性の確保

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）についても、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性・一覧性の確保を図ることが必要であることから、各行政機関は、別紙2の様式を基本として、評価対象となる施策ごとに評価書を作成するものとする。その際、施策ごとの目標達成度合いについては、各行政機関共通の区分として、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階区分を適用し、明示する。

なお、評価の対象となる施策の特性や予算の構成等により、下記の場合など当該様式に修正を加える必要がある場合は、当該様式の要素を盛り込んだ上で、統一性・一覧性の確保に留意しつつ修正を行い作成するものとする。

- ・測定結果の分析を踏まえた区分など、従前からの評価との連続性の確保や評価結果の活用等のため、当該様式で定められた事項名とは異なるものを併記することが適当な場合
- ・記載内容を分かりやすくする等のために、当該様式の記載事項の他に必要な情報を記入する欄を追加する場合（なお、記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が著しく損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。）
- ・評価対象施策の位置付けの明確化等のため、各行政機関の政策体系の整理に対応した構成とすることが適当な場合

(2) その他

評価書については、原則として8月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針I 9(2)にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

また、評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図るものとする。

4 政策の見直しに資する踏み込んだ評価の推進

各行政機関は、政策の見直しにより貢献していく観点から、下記の点に踏み込んだ総括的な評価を行う。その際、毎年行っている評価について、業務量、緊急性等を勘案した周期で行う（基本計画期間内に少なくとも一度は行う。）こととする一方で、評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定（モニタリング）を行うといったメリハリのある対応等により、評価作業の効率化に努めるものとする。

- ・想定していなかった外部要因や、目標に掲げられなかった費用等の要素についての分析
- ・事前分析表に掲げた達成手段が、当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについての検証
- ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し、新たな目標設定の在り方
- ・施策の実施に当たって、目標を達成しなかった原因の分析や、目標達成に効果のあった取組や工夫等、以後の施策の企画立案、実施に活用すべきこと

上記の総括的な評価を行わない年度においてモニタリングを行う場合においては、各行政機関は、事前分析表（別紙1の様式）に記入することを基本とする。

なお、モニタリングの結果、総括的な評価の必要があると認められる場合には、当該年度において総括的な評価を行う。

5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

(1) 政策評価と行政事業レビューの相互活用

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る状況を一体的に把握し、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化等に資するため、目標管理型の政策評価の実施に当たって、5(2)及び(3)に掲げる取組を通じ、行政事業レビューとの間で情報等の相互活用を図るものとする。

(2) 施策と事務事業との対応関係の整理

各行政機関は、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係について、事前分析表の達成手段欄において明確

化するものとする。

(3) 実施過程における関係部局間の連携等

各行政機関は、目標管理型の政策評価と行政事業レビューの実施に当たり、「行政事業レビュー実施要領」において政策評価との連携の取組が推奨されていることを踏まえ、政策評価担当組織と行政事業レビューの取りまとめ部局との連携を確保するものとする。

(参考) 行政事業レビュー実施要領 10(3) 政策評価との連携

② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。

ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進

イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

6 実施時期と経過措置

本ガイドラインは平成 26 年度以降に行う政策評価について適用する。

平成 26 年度に実施する施策に係る事前分析表については、既に作成しているなど特段の事情がある場合には、従前の様式を用いることができるものとする。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

(○○省26-①)

別紙1

施策名	□□な△△の向上	担当部局名	○○局○○課	作成責任者名 (※記入は任意)	○○課長 ○○ ○○
施策の概要	○○を推進する	政策体系上の位置付け	○○の形成を通じ△△の構築		
達成すべき目標	全ての○○が……な程度に……できるよう△△を実現	目標設定の考え方・根拠	……との理念にしたがって、○○計画(閣議決定)において、「○○」と規定されている	政策評価実施予定期限	平成○年○月
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 ○○調査における△△率 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	24年度 70% 28年度 50%	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度	・本施策における重点事項を定めている○○計画(閣議決定)において、「○○調査における△△率」については、××年までに□□%にすることとされているため	
2 □□適合基準率 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	25年度 90% 35年度	— — — — — — —	・○○基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H25)→83%(H30)→90%(H35)と規定されているため	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
3 ○○事業計画の推進 (※5か年計画の場合の記入例)	計画対象事業の幅広さの拡充 24年度	○○事業計画の完了 29年度	24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度	・□□における第○次△△計画(閣議決定)において、「平成○年度までに……○○事業を完了する。」と規定されているため	
測定指標	目標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
4 ○○法の改正作業 (※単年度の目標設定の場合の記入例)	改正法案を次期通常国会に提出	26年度	・○○大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)	当初予算額	開通する指標	達成手段の概要等	
23年度 24年度 25年度 26年度					平成26年 行政事業番号
(1) (平成○年度)関連:26- ①	… (...)	… (...)	1	・～において、○○を整備 果があると見込んでいる ・○○整備率:○% ○○の満足度:○%	0001
(2) ○○事業 (平成○年度)	… (...)	… (...)	2	・～に対する支擇として、○○を実施 ・○○事業を実施することにより、主要な○○などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ること ・○○面積:○m ² (○○の利用者:○人)	0002
(3) ○○に関する租税特別措置 (平成○年度)	- - -	- - -	1
(4) ×規制の適切な運用 (平成○年度)	- - -	- - -	2
施策の予算額・執行額	… (...)	… (...)	… (...)	施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

平成〇年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名					
施策の概要					
達成すべき目標					
施策の予算額・執行額等	区分	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)			
		補正予算(b)			
		繰越し等(c)		(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)		(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(百万円)			(※記入は任意)	

測定指標	指標A	基準値	実績値						目標値	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	年度ごとの目標値									
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	
	年度ごとの目標									
	指標C		施策の進捗状況(実績)						目標	達成
									〇年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	各行政機関共通の5段階区分を記入	
		(判断根拠)	測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入	
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのものの問題点　・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかつたことにより実績に与えた影響		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その外、今後の施策への反映の方向性を記入		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他情報	
--------------------------	--

担当部局名		作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	
-------	--	--------------------	--	----------	--